【アメリカ】海洋領有権紛争の平和的解決等に関する下院決議 海外立法情報課 新田 紀子

*2014年12月3日、下院は、南・東シナ海における海洋領有権紛争の平和的解決を支持すること等を内容とする下院決議を可決した。

2014年12月3日、下院は、「南・東シナ海における海洋領有権・管轄権紛争の、国際法の普遍的に認められた原則に定められている平和的協調的解決への米国の強い支持を再確認し、アジア太平洋地域の海・空域での航行の自由・国際的に合法的な使用における米国の死活的利益を再確認する」決議(H. Res. 714)を可決した(注 1)。本決議案は、2014年9月8日にエニ・ファレオマヴァエガ(Eni Faleomavaega)下院外交委員会アジア太平洋小委員会民主党筆頭委員(アメリカン・サモア代表)によって提出され、共同提案者として、スティーヴ・シャボット(Steve Chabot)下院外交委員長(オハイオ州、共和党)はじめ、超党派の下院議員6名が名を連ねている。なお、上院では、2014年7月10日、アジア太平洋地域の海洋・空域における航行の自由や海洋領有権紛争の平和的外交的解決への米国の強い支持を確認する上院決議(S. Res. 412)が可決されている(注 2)。

1 前文の概要

42 項目にわたる前文の主要事項は次のとおりである。すなわち、①アジア太平洋地 域の海域が有する同地域内での及び世界的な重要性、②南シナ海における海洋領有権 紛争の存在、③海洋紛争の平和的解決や航行の自由等における米国の国益、④2010年 に発生した、日本の合法的施政下にある尖閣諸島(台湾名、釣魚台列嶼(Diaoyutai Islands)) 近辺での、中国漁船による意図的な海上保安庁監視船への衝突による東シナ 海での緊張の高まり、⑤南シナ海における中国の動向、中国とベトナム、中国とフィ リピン、フィリピンと台湾との各種事案・事件、⑥2013年の中国海軍軍艦の海上自衛 隊護衛艦への火器管制レーダー照射、中国海洋監視船 8 隻の尖閣諸島領海侵入、中国 による日米韓 3 か国との事前協議なしでの防空識別圏 (ADIZ) の設定と米国の懸念、 ⑦強制、脅し又は軍事力による現状変更を目指す一方的な行動を米国が支持しないこ と、⑧アジア太平洋地域の国家の権利と自由を守るための国際法の重要性、⑧2014 年 11月、米中2国間で、「空と海で遭遇した場合の安全のための行動規範」に関する拘束 力のない覚書(MOU)が交わされたこと、⑨日中両国が2014年の2国間の首脳会談に 先立ち、東シナ海の島々をめぐる紛争の緊張緩和や「政治・外交・安保対話を徐々に 再開」することに一致をみたこと(注3)について米国が歓迎していること、⑩責任あ る国際的な利害関係者として行動し、国際法・基準・制度を尊重する、平和的かつ繁 栄した中国は、アジア太平洋地域の安全と平和を向上させること、などである。

2 決議本文(全訳)

下院は決議する。

- (1) 南・東シナ海における海洋領有権紛争の平和的解決への米国の強い支持を再確認し、これらの紛争を解決する協調的及び平和的プロセスの促進に向けた努力の継続を約束する。
- (2) 航行の自由及び上空飛行の自由への米国の強い支持を再確認し、国際的な海域・空域における軍民の船舶のこれらの自由を妨げ、現状を変更し、又はアジア太平洋地域の安定を損なう強制的かつ威嚇的な行動又は武力行使を非難する。
- (3) 国際的な空域の上空飛行の自由に反する、中国が宣言した東シナ海 ADIZ を認めず、中国に対し、南シナ海を含む他のアジア太平洋地域での同様の挑発的な行動を控えるよう求める。
- (4) ASEAN、全ての米国の同盟国・パートナー国、全ての権利要求者が、南シナ海における行動規範の締結等を通じて、これらの未解決の紛争を友好的かつ適正に解決するよう求める。
- (5) 2015年には、空における遭遇について、[既に締結された]米中2国間の「空と海で遭遇した場合の安全のための行動規範」に関する拘束力のない覚書(MOU)の附属文書の締結を求める(注4)。
- (6) 南・東シナ海の国際水域・空域での航行の自由を支えるための米国による軍事行動 (operations) の継続を支持する。
- (7) 米国政府が、航行の自由、平和及び安定の維持、並びに普遍的に認められた国際法の原則の尊重を支持し、海洋監視(maritime domain awareness)能力の構築のため、アジア太平洋地域でのパートナーシップ強化に継続して努めるよう求める。

注(インターネット情報は 2015 年 1 月 20 日現在である。[]は筆者による補足。)

- (1) "A resolution reaffirming the strong support of the United States Government for the peaceful and collaborative resolution of maritime and jurisdictional disputes in the South China Sea and the East China Sea as provided for by universally recognized principles of international law, and reaffirming the vital interest of the United States in freedom of navigation and other internationally lawful uses of sea and airspace in the Asia-Pacific region." http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CREC-2014-12-03/pdf/CREC-2014-12-03-pt1-PgH8350.pdf/page=4
- (2) 上院決議 (S. Res. 412) の概要については、新田紀子「【アメリカ】海洋等の自由及び海洋領有権紛争に関する上院決議」『外国の立法』No. 261-1, 2014.10, pp. 36-37. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8766471_po_02610114.pdf?contentNo=1 参照。
- (3) 2014 年 11 月 7 日付け日中関係の改善に向けた話合い。外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/a o/c m1/cn/page4 000789.html 参照。
- (4) 同覚書によれば、空における遭遇に関する附属文書を、2015 年に締結させることになっている。http://www.defense.gov/pubs/141112 MemorandumOfUnderstandingRegardingRules.pdf> 参照。